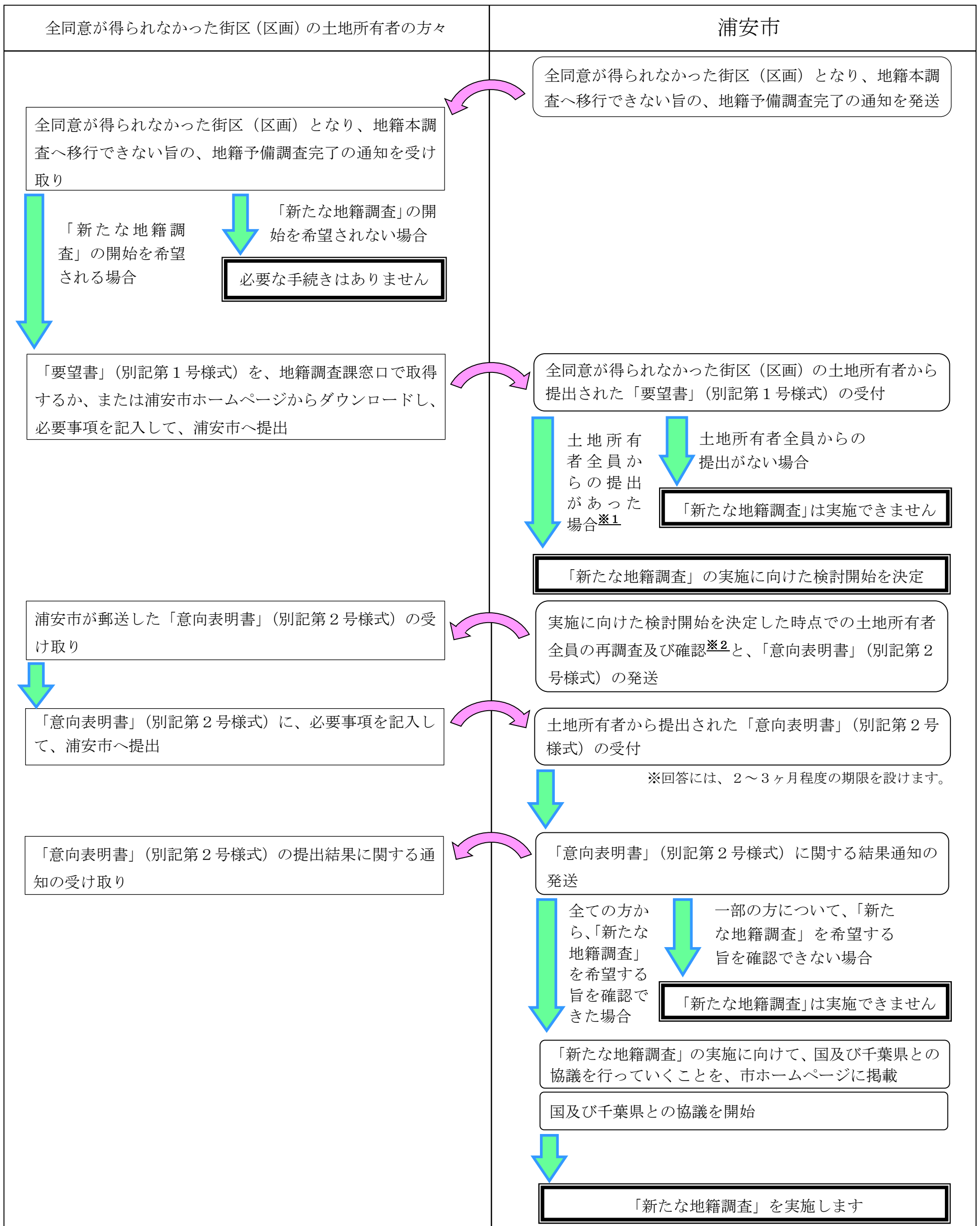


◆ 「全同意が得られなかった街区（区画）」となった後から、「新たな地籍調査」を開始するまでの流れ



※1：原則として、浦安市が予備調査のときに把握していた土地所有者全員から提出される必要があります。

※2：予備調査以降に、売買や相続等によって土地所有者が変わっていないかを改めて調査します。土地所有者が変わっている場合、調査に数か月かかることがあります。

※3：「要望書」（別記第1号様式）、及び「意向表明書（別記第2号様式）」について、代理人による意思表示を行う場合には、「委任状（別記第3号様式）」を添付して提出する必要があります。